特定非営利活動法人　ささしまサポートセンター　定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人　ささしまサポートセンター　という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、野宿者をはじめとする生活困窮者がその人らしい生活を営めるよう、個々に寄り添いながら医療相談や生活上の支援等を行い､誰もが地域で共に生きられ、居場所をもてるような社会を目指して活動することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5) 子どもの健全育成を図る活動
(6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業）

第5条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業
① 生活・医療相談事業
② 地域生活支援・居場所づくり事業
③ 就労支援事業
④ 居住支援活動事業
⑤ 啓発・啓蒙事業
⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

⑨　児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
⑩　子どもの健全育成を図るための事業
⑪　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) 賛助会員　　この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人又は団体

（入会）

第7条　会員の入会については、特に条項を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、生活保護利用者及びそれに準ずる所得水準であると理事会が認めた者は会費を免除する。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 会費を 2 年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
(4) 除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、目的に反する行為、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　3人以上　12人以下

(2)　監事　　1人以上　2人以下

2　理事及び監事は、総会において選任する。

3　理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1)　理事長　　1人

(2)　副理事長　1人以上　2人以下

4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは、理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任

者の任期の残存期間とする。

3　役員は、前２項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

（欠員補充）

第16条　理事及び監事のうち、各々の定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3)　法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

第19条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

（顧問）

第20条　理事長が認めた場合は、この法人に顧問を置くことができる。

2　顧問は理事会にオブサーバーとして参加し、この法人の運営について必要な助言をを行う。

第5章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び予算並びにその変更
(5)　事業報告及び決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　会費の額
(8)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条　通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会が議決した事項の執行に関する事項

(3)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4)　事務局の組織及び運営に関する事項
(5)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第36条　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
2　理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者に

あっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第44条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから、解散時の総会の議決により選定し、譲渡する。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	森　　亮太
副理事長	山田　壮志郎
副理事長	狩野　由美
理　　事	薩川　絹
理　　事	水谷　聖子
理　　事	宇佐美　久実子
理　　事	吉住　隆弘
理　　事	小森　晴夫
理　　事	高橋　知己
理　　事	橋本　恵一
理　　事	森　　弘典
監　　事	佐藤　由美
監　　事	水谷　雄樹

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員　　年会費　一口　1000 円
②賛助会員　（個人）年会費　一口　5000 円
　　（団体）年会費　一口　10000 円

この定款は、当法人の現行の定款に相違ありません。

年　　月　　日
名古屋市中村区靖国町 1-94
特定非営利活動法人ささしまサポートセンター
理事長　森 亮太